

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様
衆議院 厚生労働委員 様
参議院 厚生労働委員 様

2011年4月8日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関する要請（4月8日現在）

東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関するご尽力に、感謝申し上げます。
さて、全国保険医団体連合会（住江憲勇会長 103000人）では、東日本大震災に関して、これまでに次の要望書を提出しており、要請内容は、下記ホームページに掲載しています。

<http://hodanren.doc-net.or.jp/iryoukankei/1103daisinsai-yousei.html>

（3月15日）

○東北地方太平洋沖地震における被災者医療と医療提供体制確保に関する緊急要望書

（3月16日）

○チラーヂンSの緊急輸入・海外支援要請を緊急に求める

（3月17日）

○被災者の医療費一部負担金等の免除に関する要望書

（3月25日）

○チラーヂンSの緊急輸入・海外支援要請の再度のお願い

○東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関する再度の要請

○東日本大震災における診療報酬等の概算請求の取扱いについての要請書

○東日本大震災におけるすべての被災民間医療機関への公的助成に関する緊急要望書

（4月1日）

○平成23年3月29日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」に関する緊急要求

○東京電力による計画停電に関する医療確保の要望

○東日本大震災における被災者の医療費一部負担金免除についての再度の要請

○東日本大震災被災者の予防接種の取扱いについての要請書

要望の何点かは認められ、いくつかの項目については厚生労働省から事務連絡が出されているところですが、まだ実施に移されていないものや、内容が不十分なものがあります。

特に、今回の東日本大震災は激甚災害の地域が広大で、被害の非常に大きな沿岸部について人や物資の移送距離が長く時間を要し、かつ地方自治体そのものが被災しており、被災者に対する医療の手当は、阪神・淡路大震災よりもさらに幅広く、長期にわたって実施する必要があります。

こうしたことから、本日あらためて次の点につきまして要望いたします。これらの要望は被災者医療と医療提供体制確保にとって重要であり、要望項目の実現にご尽力をいただけますよう、お願いいたします。

要望項目

I 被災者に対する医療の確保について

1. 一部負担金の減免について

(要請趣旨)

被災者の一部負担金免除対象者については、細かな要件が定められています。

しかし、これらの要件を現時点で判断することは被災者自身も医療機関の窓口も困難です。今、被災者をふりわけすることは現実問題として不可能であり、意味がありません。また被災者の医療を行っている医療機関からは、一部負担金の免除が被災者に周知されていないことから、受診抑制が起こっているのではないかと心配する声が出されています。

被災者に安心の医療を提供し、復興を支援するという政府の断固とした決意を示すものとして、一部負担金免除を全被災者に実施し、周知を徹底するようあらためて要請するものです。

一部負担金免除の期間については、5月末としていますが、1月に被災した阪神・淡路大震災の場合でも社保が5月末日まで、国保・老人は12月末日まで免除措置が実施されました。阪神・淡路大震災よりもさらに被害の大きな東日本大震災において、現在、期限を区切ること自体適切ではありません。「当面の間」として、期限を切らない措置が必要です。

また、一部負担金の免除を有効なものにするためには、国がきちんと財源を投入して一部負担金免除を援助する必要があります。

なお、国保資格証明書や短期保険証では必要な医療が受けられません。被災者については資格証明書や短期保険証をただちにやめ、正規の保険証を交付する必要があります。

(要請項目)

- 1-1. 医療費一部負担金について猶予ではなく免除であることを明確にするとともに、被災した全ての方を対象者にすること。
- 1-2. 一部負担金免除期間の「5月末」を撤回し、「当面の間」とすること。
- 1-3. 一部負担金減免に要する費用について、国がきちんと財源を投入して一部負担金減免を援助すること。
- 1-4. 国保資格証明書や短期保険証をただちにやめ、正規の保険証を交付すること。

2. 被災者に対するワクチン接種の確保について

(要請趣旨)

ワクチンを接種することによって病気の重症化が予防される疾病は少なくありません。しかし、被災者は、極めて困難な状況に置かれており、個人負担による接種は困難です。さらに避難されている方々は、住所のある自治体と避難先の自治体が異なるケースもあります。

定期接種・任意接種を問わず、どの自治体であっても必要なワクチン接種が可能にする必要があります。

(要請項目)

- 2-1. 被災者のインフルエンザワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種などの任意接種ワクチンを含め、被災者の予防接種の取り扱いについては、すべての自治体で公費負担により実施することを厚労省として通知すること。
- 2-2. 接種費用については国が必要な補助を行うこと。

3. 避難所の生活環境の改善、医療・歯科医療の確保について

(要請趣旨)

避難所においては、未だに生活環境が十分ではなく、特に避難所による格差も見受けられます。避難所における衣食住などの改善は当然のことですが、医療・歯科医療が受けられるようにすることが重要です。

(要請項目)

- 3-1. 全ての避難所において、医療や歯科医療が受けられるようにすること。避難所等において医療・歯科医療を提供した場合は、災害救助法の適用拡大や出張診療への保険適用など、最大限の経済保障を行うこと。
- 3-2. 全ての避難所において、要支援者、要介護者に対する介護サービスが受けられるようにすること。
- 3-3. 避難所における衣食住など生活環境の改善を早急に行い、生活環境の格差を是正すること。特に感染症対策やトイレ、プライバシーの確保が図れるようにすること。
- 3-4. 「心のケア」など長期的な見通しにたった継続的な医療支援を行うこと。

4. 被災者の医療保険料（税）、介護保険料の全額免除について

(要請趣旨)

すべての被災者はこの未曾有の震災で先の見えない状態におかれています。このような中で費用の心配なく、安心して医療や介護が受けられる環境にすることが大変重要です。そのためには、医療保険料(税)や介護保険料の全額免除措置が必要です。

(要請項目)

- 4-1. すべての被災者の医療保険料（税）、及び介護保険料を全額免除する措置を実施すること。

5. 被災地域を含めた全国の医療提供体制の確保について

(要請趣旨)

被災のため他の医療機関に転棟した入院患者が、当該入院医療機関では実施が困難な医療を他の医療機関の外来で受ける場合に、他医療機関受診規制によって必要な医療を受けることが困難な状況が発生しています。

また、救急医療の確保も未だに必要な場合もありますし、被災者の入院の長期化への対応も必要です。

医薬品等の供給困難についても、未だすべてが解消されているわけではありません。

(要請項目)

- 5-1. 入院中の患者さんへの専門外の治療を確保するため、他医療機関受診の規制を凍

結すること。

- 5-2. 被災者の入院については、90 日超入院基本料減額（特定入院基本料）や 180 日超入院基本料の減額措置（保険外併用療養費）の対象から除外すること。
- 5-3. 被災地の療養病床においても被災者に対する救急医療ができるよう、投薬・注射、処置など包括範囲について、出来高払いを認めるなど必要な手だてを講じること。
- 5-4. 医薬品や医療機材の供給状況を確認し、情報を医療機関に提供するとともに必要な医薬品や医療機材が確保できるよう、政府として対策をとること。特に難病患者さん、長期慢性疾患患者さんへの対応を行うこと。

II 被災した医療機関に対する対策について

6. 被災地の医療機関からの保険請求に関する特別措置の創設について

（要請趣旨）

災害救助法の適用市町村にお住まいの方で、住宅の全半壊や、生計維持者が死亡・重篤・行方不明、業務の廃止・休止、失職となった場合、福島原発避難指示・屋内退避地域に該当する場合は、医療機関での窓口負担を減免する扱いとなっています。

これは被災地の医療を確保するために当然必要な措置であり保団連では対象者の拡大を求めています。減免を実施すれば窓口負担分の医療費の収入が3カ月後になってしまうため、医療機関の経営に支障をきたしています。

また、医療機関の多くが建物や医療機器に大きな被害を受けており、復旧には沢山の費用が必要となります。こうしたことから、次の対応を図っていただけますようお願いいたします。

さらに、概算請求の取り扱いについて、3月29日の事務連絡では、3月12日以降の診療増及び一部負担金等の猶予分の加算が示されていますが、時間外診療分の加算は0.047であり、一部負担金等の猶予分の加算は、わずか0.038です。これでは被害の大きな地域ほど概算請求の方が低くなりかねません。

（要請項目）

- 6-1. 被災地の医療機関からの保険請求については、請求があり次第、審査を待たずに直ちに支払う措置を講じること。
- 6-2. 少なくとも、窓口減免対象者の医療費については、請求と同時に支払うよう特別な措置を講じること。
- 6-3. 3月12日以降の診療分の概算請求の取扱いについて、歯科の保険医療機関も医科と同じ扱いとすること。
- 6-4. 概算請求における時間外診療分の加算や一部負担金等の猶予分の加算を引き上げること。
- 6-5. 2011年3月分の診療報酬請求期限（4月13日）のさらなる延長を行うこと。4月以降分の請求期限等についても被災地の状況に応じて柔軟に対応すること。

7. 被災民間医療機関への公的助成・長期無利子融資等の実施について

（要請趣旨）

被災地の復興のためには、医療機関の復旧・復興が不可欠です。

しかし、阪神・淡路大震災では、①民間病院への災害復旧費は救急部門にしか適用されず、②医療施設近代化施設整備事業の補助対象は、「政策医療－救急医療参加」「名義一致」を条件に、2次救急病院群輪番制参加病院、在宅輪番、休日当番等出務医療機関には適用されたものの、一人法人医療機関、産婦人科医療機関、歯科医療機関が除外された結果、全半壊・一部損壊医療機関の1割弱にしか適用されませんでした。

そのため、多くの医療機関が自力再建を余儀なくされ、また、再開を断念した医療機関が生まれるなど、被災住民のいのちと健康を守るうえで十分な役割が果たせませんでした。

東日本大震災は、阪神・淡路大震災を上回る甚大な被害をもたらしています。被災者の医療、被災地の地域医療を担うすべての医療機関の速やかな通常機能の回復・再建で、すべての被災者が安心して必要な医療を受けられるようにすることが必要です。

(要請項目)

- 7-1. 被災民間医療機関の解体・撤去に対し公的助成を行うこと。
- 7-2. 全半壊・一部損壊、流失、焼失した医療機関の復旧・復興のため、法人・個人、「名義一致」や、病院・有床診療所・無床診療所・歯科医療機関を問わず、すべての被災医療施設、設備に対し、再建に見合う公的助成を行うこと。
- 7-3. 長期、無利子の緊急融資を行うこと。
- 7-4. リース契約について、リース会社が支払い猶予、契約期間延長に柔軟に応じるよう必要な手立てをとること。また危険負担の債務者主義排除の特約を適用しないように指導すること。

8. 被災地域の医療提供体制の確保について

(要請趣旨)

被災地域では、まだまだ医薬品やガソリンなどを含めた物資が不足しており、このため必要な医療が十分に提供できない場合が少なくありません。また、被災地において臨機応変に訪問診療等が実施できるようにすることも重要です。

(要請項目)

- 8-1. 被災地域の医療機関に対する医薬品、医療材料、食材などの供給・確保を国の責任で実施すること。
- 8-2. 被災地の医療機関等に不足しているガソリン、自家発電用の燃料等を十分に供給できるよう必要な手だてを講じること。
- 8-3. 被災地における在宅医療を確保するため、往診や訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護等を実施する車両については、駐車許可証（駐車禁止除外標章）がなくても、医師、歯科医師、看護師等であることが証明できる場合は駐車禁止区域でも駐車を許可すること。また、このことを警察など関係機関に周知すること。

Ⅲ 医療確保支援のための対策

9. 計画停電への対応について

(要請趣旨)

計画停電の実施によって医科医療機関では検査や画像診断が実施できず、とりわけ、人工透析に大きな影響が出ています。また、酸素供給や人工呼吸器等を使用する在宅医療の患者さんにとっては、大問題です。

さらに、タービンを使用する歯科においては、停電時における治療は困難であることから、仮に計画停電が回避されるケースでも患者の予約を入れることはできません。

計画停電は、全ての住民や企業にも大きな影響を及ぼすものですが、特に医療においては命に直結するものです。

夏に向けて電力需要が増加するとも言われておりますが、計画停電の回避を図ると共に、仮に計画停電となる場合には医療提供に支障のないよう必要な対応をとる必要があります。

(要請項目)

- 9-1. 給電能力の拡充を図るとともに、産業界と連携し、計画停電を実施しなくても済むよう努力すること。
- 9-2. 国と東京電力及び自治体等が連携し、計画停電実施地域の医療機関や患者さんへの影響と問題点を早急に把握すること。
- 9-3. 申し出のあった医療機関は計画停電から除外すること。特に人工透析の医療機関は除外すること。
- 9-4. 在宅で電気によって動く医療機器・介護機器を使用している患者について、計画停電により心身に影響を及ぼす場合があるため、必要な支援を行うこと。

10. 医療に関する情報提供の徹底について

(要請趣旨)

患者さんや医療機関に必ずしも厚生労働省等が出している取り扱い通知が徹底されておらず、混乱をきたしています。必要な情報を様々な手段を通じて正確に伝える必要があります。

(要請項目)

- 10-1. 患者負担の減免の取り扱いや概算請求など、必要な情報が患者さんや医療機関に正確につたわっていない。インターネットや都道府県への通知だけでなく、あらゆる手段を通じて必要な情報を被災者および医療機関に提供すること。
- 10-2. 被災地によっては、情報の伝達が非常に遅い地域もある。そうした場合には、適用を遡及することや、期限を延長するなどの柔軟な対応をとること。

以上